

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書 XV

世界知的所有権機関

基準条項は、次の規定に従うことを条件として、世界知的所有権機関（以下「機関」という。）に適用する。

1 基準条項の第六条第二十一項に掲げる特権、免除及び便益は、機関の事務局次長にも与えられる。

2 (a) 機関の委員会の職務を遂行し、又は機関のための任務を遂行する専門家（第六条の範囲に属する職員を除く。）は、その委員会の職務又は任務の効果的な遂行（これらの職務又は任務に関連する旅行に費やす時間を含む。）のために必要である限り、次の特権及び免除を与えられる。

(i) 身柄の逮捕又は手荷物の押収の免除

(ii) 公的任務を遂行中に前記の者が行った口頭又は書面による陳述及び行動に関して、あらゆる種類の訴訟手続の免除。この免除は、その者が機関の委員会の職務を遂行しなくなった場合又は機関のための任務に従事しなくなった場合にも、引き続き与えられる。

(iii) 通貨及び為替の制限並びに手荷物に関して、一時的な公的任務を有する外国政府の公務員に与えられる便益と同一の便益

(iv) その者が機関のために従事する事務に関するすべての書類及び文書の不可侵

(v) 機関との通信のために、暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋により書類又は信書を接受する権利

(iv)及び(v)の規定に関しては、基準条項の第十二項末文に掲げる原則を適用する。

(b) 特権及び免除は、機関の利益のために(a)に規定する専門家に与えられるものであって、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。機関は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害することなくこれを放棄することができると判断する場合に、その免除を放棄する権利及び義務を有する。